

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

もくじ

新しい実験の国モンゴル(長沢孝司)……………(2)

納税者権利保障運動の新展開(富田偉津男)……………(4)

みんな集まれ、願いをもって——環境を守る運動
の23年(伊藤 栄)……………(6)

〔資料〕23年の歩み……………(8)

垣間みたドイツの失業問題(前田 宏)……………(10)

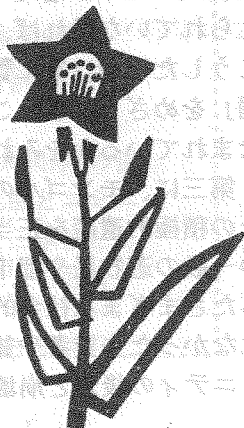
<統計にみる>「経営者よ、クビきりするなら……」
……………(11)

東海地方の主な経済指標(中部経済新聞より)……………(12)

<新刊紹介> 社会環境の変化と自動車生産システム
……………(14)

「研究会案内」……………(15)

研究所だより……………(16)



● 第77号
○ 1999年9月15日

愛知労働問題研究所



新しい実験の国モンゴル

長 沢 孝 司

大草原の国モンゴルが、ソ連の崩壊に符節を合わせ市場経済に移行を始めて約10年になる。筆者は今年の夏も家族調査に赴き、変わりゆくモンゴルの姿をつぶさに観察した。

社会主義が市場経済に移行するパターンは、大きく言えば二つある。その一つは、一党独裁のままグロテスクなやり方で市場経済を導入する中国型、もう一つは政治経済が実質上崩壊したまま成りゆき任せに市場経済を導入するロシア型である。モンゴルはこのどちらでもない。その中間型でもない。新しい移行のタイプの国である。その意味で、私はモンゴルを新しい実験の国と位置づけている。今年の訪問でその思いをいっそう深くした。

私がモンゴルに新しい可能性を見いだす理由はたくさんある。その主なものをあげると、第一に、モンゴルでは社会主義時代からの土地の公有制をひきついでいることである。92年の新憲法にもそのことが改めて明記されている。これはきわめて重要な点である。モンゴルといえば、われわれはあの壮大な草原に生きる遊牧民をまず連想する。たしかにその景観といい、自然と見事にとけあって4千年も変わることなく生きてきた姿といい、私たちを驚嘆させる。だが忘れてはならないことは、あの游牧生活は土地の公有制のもとではじめて成り立っているのだということである。仮にこれを私有地化して狭い区画に区切っていたらどうなったか。そのみじめな結果は、すでに中国内モンゴルで証明済みである。土地の私有化は経済発展には好都合だが、人間関係も人心も、そして自然も荒廃させ、長期的には社会の空洞化にいきつく。モンゴル人もモンゴル政府もその教訓をよく知っている。土地の私有化はモンゴルにはなじまないということを明瞭に自覚しているのである。

第二に、家畜経済（游牧業）をモンゴル経済の土台として位置づけていることである。これも92年新憲法でうたわれている。だから市場経済に移行する過程でいま、遊牧民の比率は増えている。日本の国土の4倍にもなる大草原の游牧生活の伝統に支えられていなければ、モンゴルの都市も工業もたしかに成り立たない。当然とはいえ、こうした判断は実に賢明である。そのことは、農業の切り捨てのうえに「一等工業国」をめざしてきたこの日本がいま、21世紀を前にしていかに夢のない不安にさいなまれているかをみればよくわかる。

第三に、モンゴルの人々は、社会主義時代の遺産を単純に全面否定することなく、その積極的遺産を正当に評価している点である。私は3年間の調査の家庭で、何人も一般の遊牧民や都市民がそう語るのを耳にしてきた。そして、市場経済化がもたらしたさまざまな社会的歪みもよく実に見抜いているのにおどろいた。社会主義時代にはなかった失業者や貧困層の出現、教育の有償化にともなう就学率の低下、地域コミュニティの後退と崩壊、利己主義の広がり、治安の悪化など、市場経済化がもたらした

た結果であることは誰もが知っている。それを解決できない政治家にたいする批判も手厳しい。だから、市場経済を歓迎はするが賛美はしない。こうした国民意識は、新しいタイプの市場経済を創出する深部のエネルギーとなるにちがいない。

第四に、上記の点にも関連することだが、新しいタイプの産業組織が生まれていることである。まず、遊牧地域では、市場経済化にともなって家畜は個人所有になったが、その遊牧民は20～30戸集まって、ホルショーという生産協同組合があちこちに自発的につくられている。他方、都市の企業では、従業員がその企業の大きな株主になっているだけでなく、トップの役員の選挙権ももっている。これは新しい企業組織の形といってよい。こうした新しい産業組織が難なく形成できるのは、彼らが社会主義のよき伝統をふまえているからである。

第五に、市場経済下ですでに自由な都市形成の息吹が感じられることである。たしかに97年に初めてウランバートル市を訪問したときには、アパートの壁が剥がれ落ちていたり、建物の壁に社会主義時代のスローガンがすすけたまま残っていたり、疲弊した街という感があつた。ところが99年になると、街の様子は大きく変わっていた。あちこちでクレーンが稼働し、レストランやカフェが至る所に出現し、あちこちにスーパーができて商品が劇的に増えている。これらの店では接客マナーが実にいい。しかも、明朗会計で、いわゆる足もとをみられるという心配はまったくない。安心して買い物ができるのである。

こうしたモンゴルはいま、社会主義の積極面を踏まえた市場経済が少しずつ安定軌道にのってきている。楽しみな国である。

(ながさわ・たかし／日本福祉大学教授、当研究所副所長)

ぜひ一読を！

市場経済下で変わる遊牧民社会の課題

モンゴルの家族とコミュニティ開発

島崎美代子、長沢孝司 編

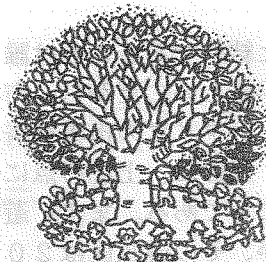
A5版 290頁 本体3200円

日本経済評論社

本書は、遊牧民家族の態様を、人間—家畜(自然)、人間—社会(共同体)の視点からの分析、市場経済下に伴う貧困問題、保健・医療問題の克服とコミュニティ開発の実践、消費者行動の変化と商品流通機構の整備、を三本柱としモンゴルの一面的理解からの脱却をめざし、徹底した現地調査による好著。

納税者権利保障運動の新展開

富田 偉津男



納税者の権利保障にかかわる政府の見解は、1998年4月8日、参議院予算委員会において、山口哲夫参院議員（当時、新社会党）の質問への大蔵大臣の回答で、「一つの法律としてはないが、憲法および法律の諸規定によって保証されている。税務行政も納税者の権利保護に十分配慮しながら適正に行われている。改めて納税者の憲章などの制定の必要はない。」

また、参議院法制局は「納税者権利保護法案」について、日本の法体系になじまないなど、保護法案成立をめざす参議院議員やTCフォーラム(*1)の事務局員に否定的態度をとりつづけてきました。

こういう情勢の中で、1998年10月、私が代表である「愛知税制経営研究所」(*2)が、創立5周年を記念して「韓国納税者権利憲章視察の旅」を企画したところ、地元だけでなく東京・京都の税理士など28名が参加し、大韓民国憲法、国税基本法、納税者権利憲章の法体系と制定の経緯について、韓国国税庁、南大門税務署などで、レクチュアを受けることができた。

事前に駐名古屋大韓民国領事館を通じて諸機関にアポイントメントをとっていたため、詳細な資料が漢字で用意されており、きわめて効率的な視察を行うことができた。

韓国の法体系は日本のそれと酷似しており、韓国が先進国に列するために税法に納税者保護規定を盛り込み、権利憲章を制定したことからみれば、日本の政府当局のとっている態度は何ら理のないことが明白となった。

この成果をもとに「納税者の権利を考える会」の参議院議員と、TCフォーラム事務局員村上税理士、とりわけ視察に参加した吉本税理士（東京）の韓国視察で得た資料をもとに、1998年12月以降、参院法制局と精力的な交渉がつづけられ、参院法制局の策定した「国税通則法(*3)の一部を改正する法律（案）」が、四度にわたって書き直され、5月17日に大淵参院議員（社民党）に届けられた改正後条文は、「但し書き」をめぐる運動側の危惧も相当

部分解消されたました。

愛知税制経営研究所は、日本の税制と税務行政の民主化、個々の納税者の経営と税務の指導を総合的にを行うために設立された機関であり、それは会計事務所の私的所有から社会的所有形態に発展させることによってのみ、実現できるものであると私は考えている。

こんご「規制緩和」がすすむ中で、研究所は弁護士や司法書士、社労士などとも手をたづさえ、さらに社会化をすすめる必要性が考えられる。

ともあれ、この5周年の記念行事である「韓国納税者権利憲章視察の旅」でえた成果が、吉本税理士（東京）等の努力で参院法制局の思考形態を変化させ、今回の成案を得たことは、設立目的の一つを実現したことになり、代表者としてこの上なき喜びとなっている。

問題は、自自公など反動勢力が「盗聴法」などの悪法をゴリ押しをしている国会情勢の中で、「国税通則法の一部改正（案）」を議員立法で成立させるためには、これからが本番である。

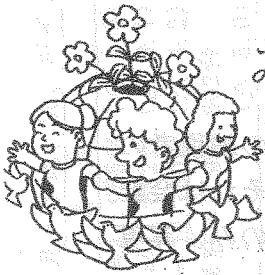
すべての新人会(*4)会員が、新人会の運動として成立をめざすことは当然であるが、所属する単位税理士会で内容を広め、税理士の多くが運動に立ち上がるように努力することが、いま最大の課題と私には思われる。

(とみた・いつお／税理士・当研究所監事)

『税経新報』1999年7月号掲載の富田さんの一文を転載させていただきました。

- *1 TCフォーラム 「納税者憲章をつくる会」の略称
- *2 愛知税制経営研究所 正式には「有限会社 愛知税制研究所」といい、主な事業は、会計税理業務、税制・税務行政民主化の研究、めいきん生協・暮らしの相談業務、など。社長は富田偉津男さん。
- *3 国税通則法 税の徴収の基本にかかわる法律。ただし、納税者の権利については規定されていない、事前手続が非民主的な税法。
- *4 新人会 正式名称は「全国税経新人会」といい、民主的な税理士のあつまり。

2000年8月末、名古屋市内で全国集会在ひられる。



みんな集まれ、願いをもって ——環境を守る運動の23年——

伊藤 栄

1. 全国的にみて特記すべき「いっせい行動」

愛知では、23年前から毎年「健康と環境を守れ！愛知の住民いっせい行動デー」（以下、「いっせい行動」という）に取り組んでいます。この「いっせい行動」は、大気汚染・新幹線・道路公害などをはじめ県下の公害・薬害被害者と環境・自然破壊に反対する運動に取り組む約50団体、それに医師や科学者、弁護士など各分野の専門家が総結集して取り組んでいます。毎年6月の「全国公害被害者総行動デー」

（「全国総行動」）と連動、その「県内版総行動デー」として位置づけ、交流集会や決起集会を開くとともに県知事・名古屋市長などの自治体のトップなどとの交渉を展開しており、地方自治体の公害行政の後退に歯止めをかけるのみならず公害・環境行政を前進させるうえで大きな役割を果たしてきており、県民規模の行動として全国的に高く評価されています。またこの行動は、公害・環境問題への県民世論を喚起する重要な節目となっています。

2. 「いっせい行動デー」を開始した動機——公害巻き返しに抗して

「いっせい行動」の開始は、石油ショックを契機に財界が公害・環境行政への「巻き返し」を開始した時期でした。公害被害者や国民がたたかいとってきた成果を根こそぎ奪い、規制を後退させ公害たれ流す動きに、前年から始まった全国総行動デーに学び、被害者の連帯した運動を中央と地方で連動させ「住みよい愛知をつくろう」と始めたものでした。

3. 要求や政策が総合的に

年1回とはいえ、知事や名古屋市長など自治体の長との交渉を持続させてきたことは、全国的にみて特記すべき事項です。県下の草の根住民運動体にとって、いわば県政・市政に対する直接交渉直接民主主義の場として重要な機会となってきました。

「いっせい行動」以前には、行政のたらいまわしにあい交渉をもてなかった少なか

らぬ団体が、交渉窓口が定まり独自にも交渉できるようになりました。交渉の仕方も、5回目からは要求項目に対して事前に文書回答をもらって交渉当日は絞りこんで交渉する仕組みが定着しました。また、数年前から知事・市長交渉の記録が提供されるようになりました。これも全国的に非常に大きな成果です。

また「いっせい行動」の運動は県下各地のたたかいを結びつけ連帯の輪を大きく広げました。参加団体が増えるなかで私たちの要求や政策も総合的になっていきました。

4. 「いっせい行動」は草の根住民運動のエネルギー源

「いっせい行動」は被害の実態を交流しあい、情勢などにあわせ学者や専門家を招いての学習を行い、住民運動に活力を注入してきました。

また、名古屋新幹線公害訴訟の和解にむけた運動をはじめ予防接種訴訟、注射による筋短縮症訴訟の解決行動など、支援行動が必要なときに大きな力を発揮してきました。

さらに、公害行政の後退に歯止めをかけるうえで大きな役割をはたしてきました。同時に自治体などへの政策提言も多く行ってきました。環境アセスメント条例案、地球環境問題に取り組む地方自治体のあり方（提言）～地方アジェンダー21の制定にむけて～、名古屋市環境基本条例市民案などなどです。この提言は、自治体の環境政策に少なからず取り入れられてきました。

このように、「いっせい行動」の取り組みは、学習と運動との有機的な運動で「草の根住民運動のエネルギー源」となるとともに、世論を喚起する重要な節となっています。

5. 課 題

今年の「決起と交流の集会」のテーマは、「21世紀へのメッセージ～21世紀にむけて住民運動のあり方をさぐる～」でした。1900年代たかってきた住民運動が共通する課題でもありましよう。個々の住民運動体のリーダーの高齢化問題、一方でダイオキシンなど有害化学物質、環境ホルモン、地球的規模の環境問題などへの市民の関心の高まりとの結合などなど、「いっせい行動」実行委員会としての模索も続いています。

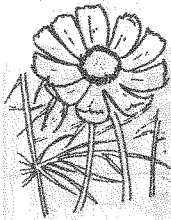


(いとう・さかえ/「健康と環境を守れ!愛知の住民いっせい行動」
実行委員会事務局長)

[資料] 23年の歩み (メインテーマなど)

1977. 4	交流集会「健康と環境の回復を求める愛知県被害住民交流集会～環境週間愛知県総行動デーにむけて」
1977. 6 (1)	講演「住民運動の意義と課題」藤原邦達・京都市衛生研究所 討論「これからの住民運動のすすめ方」愛知県交渉開始
1978 (2)	シンポ「環境アセスメントを考える」問題提起、島津康男・名大教授 県民パレード、署名運動、環境アセスメント条例(案)提案
1979 (3)	講演「地方の時代と住民運動」宮本憲一・大阪市立大教授 合宿討論「住民運動の発展をめざして(組織論を中心に)」「完全な被害補償を求めて」「公共性について(公共性論、公共事業のあるべき姿)」など
1980 (4)	映画「人間の権利ースモンの場合一」、討論「洗剤問題を考える」「公害・薬害被害者運動と訴訟」「環境アセスメント条例制定と情報公開条例制定の意義を考える」など
1981 (5)	テーマ「第5回の節目に住民運動の経過を点検し未来を展望する『住民運動の過去・現在・未来』」、映画「公害と闘う(新潟水俣病の闘い)」、討論「住民運動の過去・現在・未来」名古屋市交渉開始
1982 (6)	映画「考えよう『にんげんをかえせ』『青空をかえせ』～戦争は最大の環境破壊である～」、シンポ「新愛知地方計画をきる～新計画で公害・環境問題はどうか」講師・遠藤宏一・日福大助教授、高橋正・愛知大教授 東海市交渉開始
1983 (7)	スライド交流「『健康と環境を守れ！愛知の住民いっせい行動デー』の歩みと今後(スライド)」
1984 (8)	愛知県民法廷1984「あなたが裁判官ー『公害・薬害における国の責任を裁く～予防接種禍・注射による筋短縮症の場合～』」
1985 (9)	討論「ストップ・ザ・生活環境破壊～住民にとって開発とは」助言：遠藤宏一・日福大助教授
1986 (10)	構成劇「許すな！公害指定地域解除、通すな！公害高速道路」10周年記念コンサート
1987 (11)	講演「公害補償法改悪反対の闘いと大気汚染公害裁判」篠原義仁・全国公害弁護団連絡会議幹事長 映画「豊かな消費生活とゴミ」
1988 (12)	テーマ「名古屋指針基本計画素案に思うー『住みたくなるまち』ってどんなまち」、座談会「うたとトークでつづるまちづくり」、自然観察会、提言「新基本計画実施にあたっての要請」(名古屋市長宛)
1988. 11	「どうなっているの？裁判所～司法反動を考える11.26市民集会」
1989 (13)	テーマ「地球を守ろう」、討論「地球環境保全の足下をみつめる～草の根住民運動からの提言」、基調講演「地球の叫びに耳を傾ける」西沢信正・ニュースキャスター (愛知環境委員会)

1990 (14)	テーマ「地球環境と地方自治を問う」、講演「地球環境問題と地方自治を考える」遠藤宏一・日福大教授、シンポ「地球環境問題と地方自治を考える」、提言「地球環境に取り組む地方自治体のあり方」
1991. 6 (15)	テーマ「愛知環境NGOのつどい」(15周年記念事業)、記念パーティ 討論「今後のNGO活動」ゲスト・宮本憲一・天野礼子・長良川河口 堰建設に反対する会事務局長 ギターとトーク・ソノコ・マジュ 「ペルシャ湾岸の環境を復元するための基金(湾岸環境基金)」設置
1991. 11	「リサイクル都市・名古屋をめざす市民シンポジウム～リサイクル 条例の制定をめざして～」
1992 (16)	テーマと討論「地球環境・藤前千潟・長良川」、提言「地球環境問題 に取り組む地方自治体のあり方～『地方アジェンダ21』の制定にむけ て」 名古屋港管理組合・春日井市交渉開始
1992. 5	国連環境開発会議愛知代表を送る会 パンプ「愛知環境市民運動紹介」
1993 (17)	テーマ・討論「『自然と共生する開発』を考える～愛知万博構想を例 に」、基調講演「大規模開発は破綻しつつある～愛知万博の根本的見直 しを」角橋徹也・都市計画家(元大阪万博計画主幹) 瀬戸市交渉開始
1994 (18)	テーマ・討論「どうなるの？私たちの海・空・陸～新空港と伊勢湾・ 知多半島を考える」、基調講演「中部新空港構想の現状と課題」山崎 丈夫・東海自治体問題研究所事務局長 常滑市交渉開始
1994. 11	講演会「環境基本計画ってな～んだ？～環境基本計画策定の中間とり まとめについて」笠井俊彦・環境庁環境計画課課長補佐
1995 (19)	テーマ「戦後50年の節目に災害と環境を考える」、講演「阪神大震 災から学ぶ～自治体と住民共同の空間づくり」佐藤圭二・中部大教授 「震災はなぜ起こる～東海地方での今後の地震の可能性、断層の実態 など」村松郁栄・岐阜大名誉教授
1996. 1	「みんなでつくろう市民の環境基本条例～名古屋市環境基本条例(案) を提案する市民討論集会」助言・松本昌悦弁護士・榊原秀訓・名古屋 経済大助教授 2. 条例市民案を市・市議会に提出、3. 「市案に対する 緊急！市民ヒヤリング」、市案に対する修正市民案を市・市議会に提出
1996 (20)	市民討論集会「市民運動は21世紀をどう迎えるか」問題提起・植田 和弘・京大教授 名古屋港管理組合から交渉のテーブルをもらう
1996. 12	「環境基本計画検討の中間とりまとめに対する意見」を県環境審に提出
1997. 2 (21)	名古屋市長選挙を前に、予定候補者との懇談会 記念講演「環境と正義」籠橋隆明弁護士・日本環境法律家連盟事務局長 名古屋港管理組合から交渉記録もらう
1998. 2 (22)	市民討論集会「地方行革で市民のくらしはどうなる～参加と公開を 求めて～」、基調講演：池田桂子弁護士・名古屋市行政改革推進懇談会 委員、展示コーナー設置、県・名古屋市から知事・市長交渉の記録をもら う
1998. 10	松原武久・名古屋市長に公開質問状提出 11. 名古屋市と再交渉
1999. 2 (23)	瀬戸市から交渉の記録をもらう 「21世紀へのメッセージ～21世紀にむけて住民運動のあり方をさぐる」



垣間みたドイツの失業問題

前 田 宏

8月下旬、ドイツ連邦のベルリン、ケルン、トリアとかけぬけた。

ベルリンでは「環境省」を訪れ、ケルンでは「デュアルシステム・ドイツ本部」を訪問。トリアはデュアルシステムの分別工場を視察をした。観光都市の歴史的旧跡や世界遺産を訪れる時間が少なく、心残りとなった。

(デュアルシステム=dual system=分別=製造会社が資金を出し合い、加入者の使用済み軽包装材を収集、選別処理する分別工場、設立は民間。以下DSDと記す)

私たちのチームは、ゴミ処理、環境行政を見聞きして深めようという、訪独の旅でした。私はゴミ処理をする労働者の「雇用関係」「身分保証」について、どうなっているのか、問題意識として持っていました。

環境省での環境政策の説明の中にも、DSD・ドイツ本部の説明のときも、分別工場で働く労働力確保は、失業対策の支援として有効であるという説明が聞かれた。

トリアの民間委託ゴミ分別工場を訪れたとき、この工場に働く労働者は、EU各地(とくに東欧)からの出稼ぎ労働者が多いと、説明があった。ドイツの労働者は職業訓練や技能教育が整っているので、ドイツの労働者は分別工場では長く働かないと、工場の説明者は付け加えていた。

ドイツ連邦の失業者対策は「努力をしても成果の上まらない問題」だという。1989年11月にベルリンの壁は崩壊した。その後、東独と西独の経済格差は、失業者を最大約260万人(1994年)という状況に拡大した。現在、ベルリンでは統一の象徴であるブランデンブルク門周辺は、建設ラッシュに見えた。しかし、失業者を大幅に受け入れる状況ではないと説明があった。

連邦政府は、失業で深刻な被害を受けている人たちは、技能を持たない労働者、高齢者、女性などとして、国も経済界もこうした人びとを支援する努力を払うといっている。

支援の方法として、技能資格を有する意義と、社会保障のシステムを備え、生活基盤を保障する重要性も明らかにしている。このように失業問題解決に取り組む姿勢が政府刊行物にも見られた。

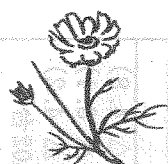
公衆トイレは有料で、その管理を定職のない労働者にまかせ、失業者の支援としている。トイレは1マルクを出せば、清掃された場所で、快適に済ませることができた。

「大企業の利益確保」や「産業再生法」により、リストラ・倒産で放出される日本の失業者と、その様相にかなりの差を感じた。

日本でも失業問題を解決する具体的な望みが持てるよう、景気の回復、雇用の拡大政策がもてる政治に革新したいと思って帰国した。

(まえだ・ひろし/電力革新懇世話人)

<統計にみる> 「経営者よ、クビきりするなら……」



前号(99.7月)で、「トヨタ職安管内の求人倍率激減」を紹介しました。

そのごどうなっているか。県全体の有効求人倍率がさらに低下し、全国平均と肩を並べる厳しい状況を示しました。そのなかで、豊田職安管内は前回紹介した4月には県下最低の0.34(県平均0.50)で、5月も同様でしたが、6月には0.52(県平均0.48)と改善された数字が示されました。こんごの統計をみないと即断できないが、一説には、トヨタ自動車が、昨年秋から採用をやめていた期間工を6月から採用したことによる影響で、一時期のものではないかとみられています。こんごの動向に注目したい。

(年月)	有効求人倍率		
	全国	愛知	豊田 職安
99. 6	0.42	0.48	0.52
5	0.42	0.46	0.34
4	0.46	0.50	0.34
3	0.53	0.61	0.42
2	0.50	0.63	0.44
1	0.47	0.62	0.46

ともあれ、不況の長期化によって、失業率は最低を記録し、最悪を更新する勢いである。その原因は、大企業の無茶苦茶なリストラ・人減らしの勢いがさらに増そうとしていることにある。それだけでなく、春闘での賃上げは、マイナスのところさえあらわれている。県内でも賃上げどころではない、倒産があいついでいる。財政危機に見舞われている愛知県では、職員・教員・警察職員の賃金を3.5%、一時金を8%カットするという暴挙がおしつけられ、県の外郭団体、業務委託をうけている事業所、補助金を頼りにしているところなどでも、同様のカットあるいは賃上げなしが、あいついでいます。

こうした結果が、次頁に紹介する「東海地方の主な経済指標」(中部経済新聞社調べ)に表れています。

不況の長期化は、工作機械受注高は13か月連続マイナス、鉱工業生産指数もマイナスか横ばい、輸出も10か月連続マイナス。そのことが、また倒産件数の増加傾向をみせはじめた。賃金の抑制・引き下げが、百貨店販売の14か月連続マイナスに示されるよう、消費大不況の様相はいっこう改善されていない。

いずれも大企業のリストラの強行の結果であるといえます。こうしたときに『文芸春秋』(98.10)で、奥田碩(ひろし)日経連会長・トヨタ自動車会長は「経営者よ、クビきりするなら切腹せよ」の一文を発表しています。

「雇用が悪くなると、消費者心理も冷え込みます。消費の落ち込みは、生産の減退や設備投資の減少につながる。「失業と消費停滞の悪循環」がそこにある。不安なのは、実際に失業した人ばかりではありません。大多数のサラリーマンが失業への不安にとらわれているのです。それがさらに年金や医療保険財政の悪化と相まって、いま日本全体が「不安の経済」に覆われてしまっています」という書き出しで始まって、そんな危機的状況にあって「従業員のクビを切ることがもてはやされるおかしい風潮がある」。「過剰雇用」というが「あたかも従業員が勝手に増えていったような語感がある」。「そんなにたくさん採用したのは誰だ」「仕事が少なくなり、会社を小さくしたのは誰だ」。「これはすべて経営者の責任だ」「多くの大企業は赤字を出しながら、(経営者は)飛行機はファースト・クラス、ゴルフはする、酒は飲む」「一方で従業員のクビを切る」。「従業員のクビを切るならば、経営者は当然、自らの腹を切るべきです」……。 (K・I)

東海地方の主な経済指標 (99年4月～9月) カッコ内の数字は前月・年比、%、ポイント

	4 月	5 月	6 月
トヨタ生産計画 (日当たり、当社調べ) (△はマイナス)	4月=12,484台 (2.8) 5月=12,556台 (1.1) 6月=11,591台 (△7.7) 1-6月累計=1,508,221台 (△7.1)	5月=12,778台 (2.8) 6月=11,591台 (△7.7) 7月=11,409台 (△10.2) 1-7月累計=1,762,990台 (△7.3)	6月=11,955台 (△4.8) 7月=11,682台 (△8.1) 8月=12,750台 (△4.2) 1-8月累計=1,984,602台 (△5.0)
百貨店販売 (名古屋市内 4店当社調べ)	3月 36,654百万円 (△6.0) *9ヶ月連続マイナス	4月 32,817百万円 (△3.2) *10ヶ月連続マイナス	5月 32,304百万円 (△1.2) *11ヶ月連続マイナス
工作機械受注高 (中部9社通産局調べ)	2月 23,880万円 (△34.2) *8ヶ月連続マイナス	3月 28,379万円 (△23.0) *9ヶ月連続マイナス	4月 21,880万円 (△35.8) *10ヶ月連続マイナス
新設住宅着工件数 (東海4県建設省調べ)	2月 11,379件 (△4.8) *10ヶ月連続マイナス	3月 11,465件 (△0.6) *98年度141,021件 (△8.7)	4月 12,398件 (△9.6) *12ヶ月連続マイナス
ホテル稼働率 (名古屋市内13ホテル 平均、当社調べ)	2月 76.6% (1.8)	3月 74.6% (△1.4)	4月 76.3% (△0.8) *2ヶ月連続マイナス
鉱工業生産指数 通産局管内5県・95年100	2月 99.9 (前月比△0.2)	3月 100.9 (前月比0.9)	4月 99.8 (前月比△3.8)
倒産件数 東海3県・帝国データバン ク調べ・負債千万円以上	3月 105件 (-30件) 負債総額 58,732百万円 (△0.1)	4月 113件 (-15件) 負債総額 24,671百万円 (△0.01)	5月 117件 (-1件) 負債総額 20,481百万円 (△20.7)
有効求人倍率 (愛知県)	2月 0.58 (前月比△0.01)	3月 0.57 (前月比△0.01)	4月 0.55 (前月比△0.02)
貿易 (名古屋税関管内)	2月 8,263億円 (△8.8) 4,004億円 (19.9) *輸出は5ヶ月連続マイナス 輸入は11ヶ月ぶりに増加	3月 8,968億円 (△8.5) 3,363億円 (△31.5) 110,254億円 (0.1) 41,798億円 (△14.3)	4月 輸出 9,188億円 (△8.8) 輸入 3,448億円 (△4.2) *輸出は7ヶ月連続・輸入は 2ヶ月連続マイナス
電力需要実績 (中部電力)	2月 9,978百万KWH (△1.5) 98年度118,168百万KWH (0.6)	3月 9,768百万KWH (2.1) 98年度118,168百万KWH (0.6)	4月 9,595百万KWH (0.8)
貸付約定金利 (日銀名古屋支店管内・地 元10行平均)	2月 短期 1.695% (△0.032) 長期 2.277% (△0.075)	3月 短期 1.581% (△0.114) 長期 1.957% (△0.320)	4月 短期 1.504% (△0.077) 長期 2.139% (0.182)

	7 月	8 月	9 月
トヨタ生産計画 (日当たり、当社調べ) (△はマイナス)	7月=11,955台 (△5.9) 8月=12,969台 (△2.5) 9月=13,465台 (△0.0) 1-9月累計=2,282,933台 (△4.0)	8月=12,875台 (△3.3) 9月=13,628台 (1.2) 10月=13,642台 (7.4) 1-10月累計=1,984,602台 (△3.1)	9月=13,651台 (1.4) 10月=13,535台 (6.6) 11月=13,227台 (4.0) 1-11月累計=2,873,273台 (△2.0)
百貨店販売 (名古屋市内 4店当社調べ)	6月30,818百万円 (△5.0) *12ヶ月連続マイナス	7月 46,975百万円 (△2.5) *13ヶ月連続マイナス	8月 25,492百万円 (△3.3) *14ヶ月連続マイナス
工作機械受注高 (中部9社通産局調べ)	5月21,015万円 (△39.5) *11ヶ月連続マイナス	6月22,753万円 (△40.3) *12ヶ月連続マイナス	7月22,556万円 (△33.3) *13ヶ月連続マイナス
新設住宅着工件数 (東海4県建設省調べ)	5月12,807件 (8.6) *13ヶ月ぶりにプラス	6月13,910件 (10.7) *2ヶ月連続プラス	7月12,396件 (10.5) *3ヶ月連続プラス
ホテル稼働率 (名古屋市内13ホテル 平均、当社調べ)	5月 72.7% (△1.4) *3ヶ月連続マイナス	6月 76.3% (△4.6) *4ヶ月連続マイナス	7月 74.4% (△4.6) *5ヶ月連続マイナス
鉱工業生産指数 通産局管内5県・95年100 倒産件数 東海3県・帝国データバン ク調べ・負債千万円以上 有効求人倍率 (愛知県)	5月 98.9 (前月比△0.9)	6月 101.7 (前月比3.1)	7月 101.0 (前月比△0.9)
貿易 (名古屋税関管内)	6月 102件 (-17件) 負債総額25,700百万円 (△35.2)	7月 121件 (-18件) 負債総額 30,562百万円 (△38.4)	8月 116件 (+13件) 負債総額 27,152百万円 (0.5)
98年度 輸出 輸入 輸出 輸入	5月 0.53 (前月比△0.02) 5月 輸出 7,947億円 (△9.0) 輸入 3,260億円 (0.3) 輸出は8ヶ月連続マイナス	6月 0.53 (前月比△0.0) 6月 輸出 8,908億円 (△11.1) 輸入 3,399億円 (△4.4) *輸出は9ヶ月連続・輸入は 1ヶ月ぶりマイナス	7月 0.54 (前月比0.01) 7月 輸出 9,205億円 (△12.4) 輸入 3,563億円 (△5.0) 輸出は10ヶ月連続マイナス
電力需要実績 (中部電力)	5月 8,888百万KWH (△3.0)	6月 9,135百万KWH (0.0)	7月 10,056百万KWH (△3.0)
貸付約定金利 (日銀名古屋支店管内・地 元10行平均)	5月 前月比 短期 1.660% (0.1567) 長期 1.955% (△0.184)	6月 前月比 短期 1.696% (0.036) 長期 2.078% (0.123)	7月 前月比 短期 1.764% (0.068) 長期 2.032% (△0.046)

*約定金利は新規ベース

《中部経済新聞より》



社会環境の変化と自動車生産システム

トヨタシステムは変わったのか

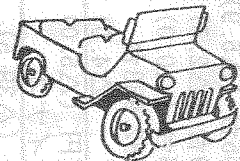
執筆者： 浅生卯一 猿田正機 野原 光 藤田栄史 山下東彦

(法律文化社、1999年9月刊、3800円・税別)

本書の執筆者は、研究所の会員であるとともに、その多くはトヨタ調査委員会のメンバーでもあります。執筆者らはかつて『自動車産業と労働者：労働者管理の構造と労働者像』（1988 法律文化社）をまとめてきました。

本書は、トヨタ生産システムは1990年代初頭に「重要な変化が開始された」との認識から自動車完成車メーカーでの「職場改革とそれを取り巻く社会環境条件の実態分析」をしたというものです。

本書の内容と執筆者は、



- 序章 本書の課題と特徴 (野原 光)
- 第Ⅰ部 社会環境の変化と自動車産業の恒常作業組織の再編
 - 1章 作業環境の改善 (山下東彦)
 - 2章 組み立てラインにおける自動化の新展開 (浅生卯一)
 - 3章 完結工程の導入による組み立て作業組織の再編と効果 (野原 光)
 - 4章 完結工程導入と個人の組み立て作業再編 (野原 光)
- 第Ⅱ部 社会環境の変化と自動車産業の企業組織再編
 - 5章 賃金管理と「労資関係」 (猿田正機)
 - 6章 社会経済環境変化と生産・開発体制の再編成 (藤田栄史)

となっています。

会員のみなさん、とくに自動車産業で働く会員のみなさんに、ご一読をおすすめします。

<愛知労働問題研究所の研究会案内>

経営分析部会 隔月くらいに研究会をひらいています。こんどは
10月30日(土)午後1時半から(労働会館)
学習会:「新会計制度・連結決算」
講師:谷江 武士(名城大学短大部教授)

日本労働運動を読む会 例会毎月第3月曜日午後6時半から・研究所事務室
第71回例会 9月20日(第3月曜日)午後6時半から
「読むもの」渡辺治「新ガイドライン・米国と日本一戦後社会の構造転換」
(「労働総研クォーター」99.夏号) *テキストが必要な方は、電話下されば送ります。

環境問題と労働運動部会(準)

偶数月・月末の金曜日によるを予定しています。いままでは、ゴミ問題に焦点をあてて、報告を聞きはなしあっています。労働組合として環境問題をどうとりあげとりくむかを模索しながらの学習討論会です。

次回(第6回)は、10月29日(金)午後6時半からです。労働会館会議室
テーマ・報告者 病院のゴミ(医療廃棄物)の行方/医労連役員

労働者の権利部会 奇数月の月末の土曜日午後1時半に研究会をひらいています。9~11月は下記とミナーを企画。2000年1月29日(土)から通常の研究会をひらきます。

◇あいち労働者の権利セミナー'99 (いずれも午後1時半、労働会館)

第1回 9月25日(土) テーマ:勝手に職場を追い出されてたまるか

第1講義 労働契約・解雇規制の法理

講師:西尾 弘美 弁護士(名古屋南部法律事務所)

第2講義 出向・転籍、分社化による移籍などどうたたくか

講師:竹内 平 弁護士(名古屋南部法律事務所)

第2回 10月30日(土) テーマ:こんな働かされ方でガマンできるか

第1講義 8時間労働制の理念と「労働時間法制」

講師:宮崎 鎮雄 (愛知大学法学部教授)

第2講義 残業(サービス残業)、労働時間の弾力化、裁量・みなし労働をどう規制していくか

講師:全労働省労働組合愛知支部役員ほか

第3回 11月27日(土) テーマ:「貢献度」で賃金がきまるのではたまたまらん

第1講義 なぜ「能力」「成果」が問題となるのかー見抜こう・賃金制度「改革」のねらい

講師:木村 隆夫 (名古屋経済大学助教授)

第2講義 東海銀行などの新賃金制度を斬る

講師:中谷 雄二 弁護士(名古屋共同法律事務所)

*「参加費」1回 500円 (3回通し券・1000円)

「76号」(前号)の訂正

前号(4~7頁)、太田敬承氏の「港湾の「国際競争力」政策と財政問題」のなかで、ワープロ作業の不手際からいくつか誤りがありました。筆者と読者にお詫びして、訂正させていただきます。

4ページ・本文上から9行目

6ページ・中央部分「」のなか

下から4行目

7ページ・本文上から9行目

下から9行目

誤
在来線は
支出増を
崩しては
一億円は
基本計画
に基づいて
事故責任
正
在来船
支出増と
崩しては
100億円
基本構想
に基づいて
自己責任

研究所だより



☆1999年7月15日以降の主な活動日誌

- <7月> 17日(土)自治労連愛知県本部定期大会、三宅一光・羽根克明はげますつどい
18日(日)第66回自動車産業職場政策研究会、19日(月)第69回日本労働運動を読む会
21日(水)「賃金論」特別勉強会PAT2、24日(土)第10回労働者の権利部会・研究会、
愛労連第2回評議員会、27~29日 全労連第18回定期大会
30日(金)第9回賃金問題懇談会、31~8月1日 第45回日本母親大会・松山市
<8月> 4日(水)愛労連幹事会、11日(水)愛労連幹事会、13日(金)通常国会(延長)最終
日、16日(月)第70回日本労働運動を読む会、19日(木)第20回所員会議
21日(土)愛知健康センター総会、21~23日 第11回中小商工業全国交流研究集会(浜
松)、23日(月)知多半島連絡会、25日(水)西三河大運動実行委員会(トヨタシンボの協
議)、26日(木)愛労連第1回雇用失業リストラ対策委員会、27日(金)環境問題第5回学習
討論会、28日(土)第8回理事会、29日(日)愛労連・大企業ネットワーク相談会、愛知
の全争議勝利をめざす集会
<9月> 1~2日 日本高齢者大会(広島)、2日(木)名古屋市職労書記長賃金調査部長会
議・学習会、労働法制県連絡会事務局会議、4日(土)愛労連・第2回雇用失業リス
トラ対策委員会、5日(日)愛労連第21回定期大会、7日(火)第2回VM作成委員会
8日(水)愛労連第1回幹事会、地労委民主化会議決起集会、9日(木)「賃金論」勉強会
pat3、第21回所員会議、10日(金)第9回賃金懇談会(流会)、11日(土)名古屋ゴミ問
題シンポ、介護保険学習会、銀産労東海地本定期大会、12日(日)愛知母親大会
13日(月)鈴木労災裁判・勝利判決
14日(火)県庁包囲・愛知自治体労働者決起集会

☆今後の主な予定

- <9月> 18~19日(土・日)愛知春闘共闘一泊学習会、19日(日)第68回自動車産業職場
政策研究会、21日(火)愛労連第3回雇用失業リストラ対策委員会、22日(水)愛労連
第2回幹事会、23日(木・祭)第3回地方自治交流集会、25日(土)権利セミナー99(第1
回)、春日井市職労秋年闘争学習会、25~26日 職場革新懇全国交流集会(犬山市)、
26日(日)明日の名古屋を考えるつどい、豊橋・おいでんコンサート
<10月> 2日(土)第22回所員会議、3日(日)建交労愛知県本部結成大会・結成記念レセ
プション、6日(水)経営分析部会、16日(土)国鉄闘争決起集会
17日(日)研究所第7回総会(午後1時半から、労働会館)
18日(月)第72回日本労働運動を読む会、24日(日)愛知争議団連絡会議総会
29日(金)第6回環境問題学習討論会、30日(土)経営分析学習会、権利セミナー99(第
2回)、31~11月1日 全労連・雇用失業リストラ全国交流集会(熱海)
<11月> 13日(土)愛労連結成10周年記念文化行事・レセプション、15日(月)第73回日
本労働運動を読む会、21日(日)第69回自動車産業職場政策研究会、27日(土)権利セ
ミナー(第3回)、27~28日 愛労連第1回労働組合講座、28日(日)第17回トヨタ・シ
ンポ
<12月> 1日(水)あいち青空裁判(第1次訴訟)判決日、4~5日(土日)愛労連2000年
春闘討論集会(三河ハイ)、17日(金)第7回環境問題学習討論会(予定)、19日(日)第70回
自動車産業職場政策研究会、20日(月)第74回日本労働運動を読む会
<1月> 8日(土)愛労連新春大学学習会・愛労連旗びらき、9日(日)第7期・第2回理事会
23日(日)愛労連第22回臨時大会

* 「所報」第77号(隔月刊)/発行日1999年9月15日

* 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所(略称:労問研)

* 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

* TEL/FAX (052) 883-6978 Eメール ali@japan-net.or.jp

* 所報定価(1部)200円+送料90円 (1年)1200円+送料540円 *会員の購読料は

* 研究所会費(年)個人6000円 団体1口・12000円 会費に含む

* 送金先 郵便振替0086-6-80604/東海銀行金山支店・普通口座 1368019

* お問い合わせ:会費の納入についてご協力下さい

